

質 疑 回 答 書

案件名：横芝光町立日吉小学校跡地活用事業公募型プロポーザル

番号	質疑内容	回答
1	<p>・設備台帳(備品・設備状況) ・校舎・付帯設備の図面一式(平面図、立面図、配線・配管図等) ・その他、施設の構造や改修履歴がわかる資料 について閲覧・借用は可能であるか。 また、資料の複製(コピー・カメラによる撮影等)は可能であるか。</p>	<p>建築時の建築確認図面、防音工事、改築工事時の図面等、町で資料のあるものについては閲覧可能です。 貸出・複製については、古い資料も含まれますので取り扱いに十分注意いただいたうえで、期間を限り可能とします。(貸出期間は1週間程度) また貸出に際して、任意様式での借用申請書をご提出ください。</p>
2	<p>現在の校舎は昭和55年に完成していますが、元々は昭和39年の建築から増改築を繰り返されていると見受けられるが校舎の耐震について、用途変更により現行基準への適合が求められるため、耐震補強の要否についてご教授いただきたい。</p>	<p>現在の校舎については、増改築ではなく旧校舎を取り壊し、新耐震基準による建築確認を受け昭和58年に建築された建物になるため、現行基準に適合しています。 用途変更に伴う建築確認申請や耐震補強の要否等については、千葉県山武土木事務所建築宅地課(0475-54-1133)へお問い合わせください。</p>
3	<p>各階段室の防火シャッターは感知器連動式であるか。</p>	<p>各階段室の防火シャッターは煙感知器連動式です。ただし、すべてのシャッターに危害防止装置は設置されていないため、現行の法令基準では適合しない「既存不適格」となっており、「違法」ではありませんが、改善が望ましいとされています。 用途変更に伴う改修の要否等については千葉県山武土木事務所建築宅地課(0475-54-1133)へお問い合わせください。</p>